

一 般 検 査 単 価 表 (令和8年度)

検 査 内 容	単 価
<p>1 基本検査</p> <p>① 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査</p> <p>② CRP検査</p> <p>③ 血球数計算（赤血球数、白血球数、ヘマトクリット）</p> <p>④ 血色素検査</p> <p>⑤ 尿検査（糖、<small>たんぱく</small>蛋白、ウロビリノーゲン、潜血）</p> <p>⑥ 血圧測定</p>	5, 709円
心電図検査	1, 500円
胸部エックス線撮影検査	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算出した検査料の額に消費税を加算した額（1円未満切捨て）
<p>2 附加検査（医師が必要と認めるとき）</p> <p>① 肝臓機能検査（AST、ALT、γ-GTP検査）</p> <p>② ヘモグロビンA1c</p> <p>③ 血清総コレステロール定量検査</p>	<p>2, 079円</p> <p>539円</p> <p>400円</p>
<p>3 精密検査（医師が必要と認めるとき）</p> <p>① 骨髄造血像検査等の血液の検査</p> <p>② 肝臓機能検査等の内臓の検査</p> <p>③ 関節機能検査等の運動器の検査</p> <p>④ 眼底検査等の視器の検査</p> <p>⑤ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査</p> <p>⑥ その他必要な検査</p>	<p>「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算出した再診時基本診療料及び検査料の額に消費税を加算した額（1円未満切捨て）。</p> <p>ただし、7, 028円（収容検査については、39, 468円）を限度とする。被爆者の子については、収容検査を行わないものとする。</p>

がん検診単価表（令和8年度）

検 査 内 容	単 価
1 胃がん ① 問診 ② 胃部エックス線検査 （直接または間接撮影、最低7枚） ③ 胃内視鏡検査	直接撮影 12,273円 間接撮影 7,888円 内視鏡検査 16,170円
2 肺がん ① 問診 ② 胸部エックス線検査（直接）	5,083円
医師が必要と認めるときは更に 8 +②+③ 喀痰細胞診	8,603円
3 乳がん 9 問診、視診、触診、乳房エックス線検査 ② 問診、視診、触診	9,702円
※乳がん検診は、乳房エックス線検査実施の医療機関のみ請求可能。受診者の身体上の理由等により乳房エックス線検査を実施しえない場合に限り、右欄の金額により請求できるものとする。	3,201円
4 子宮がん 6 問診、視診、内診、頸部細胞診検査	6,721円
医師が必要と認めるときは更に ①+体部細胞診検査 ①+コルポスコープ検査 ① +体部細胞診検査+コルポスコープ検査	12,441円 9,031円 14,751円
5 大腸がん ① 問診 ② 免疫学的便潜血検査	4,389円
6 多発性骨髄腫 ① 問診 ② 血清蛋白分画検査（総蛋白も含む。）	1,628円
7 精密検査（医師が必要と認めるとき） ① 骨髄造血像検査等の血液の検査 ② 肝臓機能検査等の内臓の検査 ③ 関節機能検査等の運動器の検査 ④ 眼底検査等の視器の検査 ⑤ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査 ⑥ その他必要な検査	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」により算出した再診時基本診療料及び検査料の額に消費税を加算した額（1円未満切捨て）。 ただし、7,028円（収容検査については、39,468円）を限度とする。被爆者の子については、収容検査を行わないものとする。